

仕 様 書

福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、
封入封緘、圧着等に関する業務

福島県総務部税務システム課

第1章 総則

1 委託業務の名称

福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務

2 委託期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

3 成果品及び予定数量

当該委託業務に係る成果品及び予定数量は下記一覧表のとおりとする。

なお、印字位置の調整など、軽微な変更については、本契約の単価に含むものとする。また、成果品のうち一覧表に「QRコード追加予定」と記載してあるものについては、令和6年度内に出力項目にQRコードの印字項目の追加を予定しているため、印字項目の追加及び印字テスト等に係る費用についても、あらかじめ本契約単価に含むものとする。

		帳票名称	予定数量	備考
県民税 利子割	1	納入申告書（公社債利子等）	9,000	
	2	納入申告書（私募公社債投資信託等）	300	
	3	納入申告書（懸賞金付預貯金等）	3,500	
法人二税	4	申告書（6号様式）	8,000	
	5	確定申告用納付書（電子申告利用者用）	36,000	
	6	申告書（6号の3様式）	1,400	
	7	予定申告用納付書（電子申告利用者用）	11,500	
	8	申告書（11号様式）	300	
	9	見込納付用納付書	5,500	
	10	申告しょうようハガキ	3,000	
個人 事業税	11	納税通知書	9,500	QRコード追加予定
	12	納税通知書（口座振替）	3,800	
	13	第2期分のお知らせ	7,300	QRコード追加予定
	14	第2期分のお知らせ（口座振替）	3,700	
不動産 取得税	15	納税通知書（連帯なし）	20,000	QRコード追加予定
	16	納税通知書（連帯あり）	4,500	QRコード追加予定
	17	税額変更通知書	5,000	
自動車税 （種別割）	18	自動車税納税通知書	770,000	
	19	自動車税納税通知書（再発付用）	3,300	
	20	自動車税税額変更通知書	5,800	
	21	自動車税納税通知書（一括納付）	120	
	22	減免承認通知書（新税）	32,000	
	23	減免現況報告書	24,000	

		帳票名称	予定数量	備考
個人 県民税	24	払込書（現年分）	1,100	
	25	払込書（滞繰分）	950	
森林 環境税	26	払込書（現年分）	1,100	
	27	払込書（滞繰分）	950	
鉦区税	28	納税通知書（連帯なし）	80	QRコード追加予定
	29	納税通知書（連帯あり）	30	QRコード追加予定
ゴルフ場利用税	30	申告書（納付書）	550	
産業廃棄物 税	31	納入申告書	140	
	32	納付申告書	200	
	33	納入用納付書	140	
	34	納付用納付書	200	
軽油引取税	35	納入用納付書	3,000	
	36	納付用納付書	1,300	
	37	第16号の10様式（納入申告書）	2,000	
	38	第16号の12様式（納付申告書）	1,100	
	39	第16号の10様式 別表	2,200	
	40	第16号の37様式	30	
	41	第16号の39様式	30	
	42	第16号の41様式	1,000	
	43	第16号の41様式 別表1	900	
	44	第16号の41様式 別表2	900	
	45	第16号の41様式 別表5	900	
	46	第16号の41様式 別表6	800	
	47	第16号の41様式 別表7	800	
	48	第16号の41様式 別表10	800	
収納	49	督促状（自動車税種別割）	71,000	
	50	督促状（諸税）	10,000	QRコード追加予定
	51	催告書（自動車税種別割）	75,000	
	52	催告書（諸税）	5,000	QRコード追加予定
	53	差押予告用納付書	70,000	
	54	過誤納金還付（充当）通知書・送金通知書	37,000	単独
			2,500	名寄
	55	過誤納金還付（充当）通知書	36,000	
	56	個人事業税振替済通知書	7,500	
	57	一括納付用納税証明書	66,000	

4 業務の概要

受託者は以下の業務を行うものとする。なお、各業務の詳細については第2章「納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等作業書」に基づくものとする。また、ここに定めのない項目については、その都度協議して実施方法を定める。

(1) 搬送管理業務

- ア 納税通知書等の印字に必要なデータは委託者が作成し、媒体に格納して別途定めるデータ引渡日時以降に受託者に提供する。データの読込に必要な機器及び移送に係る費用は受託者側が準備するものとする。
- イ 受託者は、委託者が提供するデータ提供媒体を、データ引渡日時以降にデータ引渡場所から履行場所まで安全かつ機密が保持された状態で搬送管理する。
- ウ 受託者は、データ提供媒体を履行場所以外の場所で操作してはならない。
- エ 受託者は、委託者が指定するデータ提供媒体を、委託者が指定する日までに履行場所からデータ引渡場所まで安全かつ機密が保持された状態で搬送管理する。
- オ 納税通知書等の印字に必要な帳票及び同時封入物は委託者が作成し受託者に提供する。
- カ 受託者は、納税通知書等の印字の業務実施までに委託者が提供する帳票及び同時封入物を安全かつ機密が保持された状態で委託者が指定する保管場所から履行場所まで搬送管理する。
- キ 受託者は、成果品を別途定める成果品納入日時までに成果品納入場所まで安全かつ機密が保持された状態で搬送管理する。

(2) データ印字業務

受託者は、別途委託者の指定する日までに、委託者から引き受けたデータ等を利用して納税通知書、納付書、ハガキ及びプレプリント用紙（以下「納税通知書等」という。）に、納税義務者住所、氏名、納期限、OCR、バーコード等委託者の提供するデータを印字する。

なお、受託者は印字に際してはあらかじめテスト印字を行い、委託者の確認を受けた上で印字する。

(3) 封入封緘、圧着業務

ア 受託者は(2)で作成された納税通知書等を断裁加工の後、別途委託者が準備した同時封入物とともに封入し、封緘し封書に仕上げる。

イ 受託者は(2)で作成された納税通知書等を断裁加工の後、圧着してハガキに仕上げる。

※ 封入封緘は機械処理によること。

(4) 委託者が提供したデータ及び帳票の管理及び返却

受託者は委託者が提供したデータ及び帳票が外部に漏えいすることのないよう厳重に管理することとする。

なお、委託者が提供したデータは、受託者の作業終了後は全てのデータを消去・破棄するものとし、受託者側は一切データを残してはならない。

データ提供媒体は成果品の納品日時までに必ず返却するものとする。

また、委託者の提供した帳票について、受託者が印刷中に印刷ミス等が生じた場合は、受託者が責任を持って現状をとどめない状態まで破棄するか、委託者に返却すること。

なお、提供されたデータ返却後は受託者側には一切、データを残してはならない。

5 データの提供及び成果品の納品

委託者からデータを提供する時期及び受託者から納品する成果品の時期は概ね以下のとおりであるが、具体的な日程は税務システムの稼働状況や各印刷物の発送日等によって変動することがある。令和7年2月末日時点での令和7年度の予定スケジュールは別紙1のとおりであるが、正式な日程については、発注前月の20日まで（4月分については契約締結後速やかに）委託者から受託者に通知する。また、日程の軽微な変更についてはその都度委託者と受託者が協議して調整するものとする。

なお、自動車税納税通知書、督促状（自動車税種別割）のうち7月発行分及び催告書（自動車税種別割）のうち8～10月発行分については発注部数が多く、その他の業務と取り扱いが異なるため、通常の発注とは異なる大量発付として取り扱う。取り扱いの詳細については別紙2及び別紙3のとおりとする。

(1) 県民税利子割

データ提供：2月上旬

納品：2月中旬

(2) 法人二税

(ア) 申告書、納付書

データ提供：毎月上旬

納品：毎月中旬

(イ) 申告しょうようハガキ

データ提供：毎月中旬

納品：毎月下旬

(3) 個人事業税

ア 定期

データ提供：7月下旬及び10月下旬

納品：8月上旬及び11月上旬

イ 随時

(1回目)

(2回目)

データ提供：毎月上旬

毎月中旬

納品：毎月中旬

毎月下旬

(4) 不動産取得税

(1回目)

(2回目)

データ提供：毎月上旬

毎月中旬

納品：毎月上旬

毎月中旬

(5) 自動車税

ア 定期（種別割）

	データ提供	納品
(ア) コンビニ用バーコード読取りテスト印刷サンプル品	4月上旬	4月上旬
(イ) 自動車税納税通知書	4月下旬	※別紙2
(ウ) 減免現況報告書	1月中旬	1月下旬

イ 随時

	(1回目)	(2回目)
データ提供	：毎月中旬	毎月下旬
納品	：毎月中旬	毎月下旬

(6) 個人県民税

データ提供	：2月上旬
納品	：2月下旬

(7) 森林環境税

データ提供	：2月上旬
納品	：2月下旬

(8) 鉱区税

データ提供	：4月下旬
納品	：5月上旬

(9) ゴルフ場利用税

データ提供	：11月上旬
納品	：11月中旬

(10) 産業廃棄物税

データ提供	：11月上旬
納品	：11月中旬

(11) 軽油引取税

データ提供	：11月上旬
納品	：11月中旬

(12) 収納

ア 督促状（自動車税種別割）及び督促状（諸税）

データ提供	：毎月上旬
納品	：毎月上旬 ※別紙3

イ 催告書（自動車税種別割）及び催告書（諸税）

データ提供	：毎月下旬
納品	：毎月下旬 ※別紙3

ウ 差押予告用納付書

データ提供	：毎月下旬
納品	：毎月下旬

エ 過誤納金還付（充当）通知書・送金通知書

データ提供	：毎月下旬
納品	：毎月下旬

オ 過誤納金還付（充当）通知書

データ提供： 毎月下旬

納品： 毎月下旬

カ 個人事業税振替済通知書

(1回目)

(2回目)

データ提供： 毎月上旬

毎月中旬

納品： 毎月上旬

毎月中旬

キ 一括納付用納税証明書

データ提供： 4月下旬

納品： 4月下旬

6 データ引渡場所

福島県総務部税務システム課

7 帳票及び同時封入物引渡場所

福島県総務部税務課または税務システム課の指示する福島市内の保管場所

8 成果品納品場所

福島県総務部税務システム課

その他、別紙2及び別紙3のとおり

9 履行場所

履行場所は受託者側で用意することとし、次の要件を満たすものとする。

要件：個人情報の漏えいを防止するためのセキュリティ対策が十分であること（プライバシーマークを取得していること）。

10 立会い及び監督

委託者は、必要に応じ、受託者の履行場所において受託者の作業に職員を立ち合わせ、委託業務の履行状況を監督することができることとし、受託者は委託者の指定する者の履行場所への立ち入りを許可するものとする。

第2章 納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等作業書

受託者は、納税通知書等に、委託者が提供するデータを使用して、「第2章 1 業務内容」に基づき、納税通知書等に印字を行い、区分に応じて断裁加工等を施した上で、圧着、封入封緘をし、「第1章 3 成果品」に規定する成果品として納品する。

なお、印字の際には、「1 業務内容」に基づき、必要に応じてカスタマバーコード、コンビニエンスストア用バーコード、返戻用バーコード及びQRコードを印字すること。

1 業務内容

(1) 印字、封入封緘、圧着等区分

品名		作業内容（表中「○」印のあるもの							備考	
		印字	封入	封緘	封入 封筒	圧着	フォ ールド	断裁		
県民税 利子割	1	納入申告書（公社債利子等）	○A							プレブリ
	2	納入申告書（私募公社債投資信託等）	○A							プレブリ
	3	納入申告書（懸賞金付預貯金等）	○A							プレブリ
法人 二税	4	申告書（6号様式）	○B					○B		プレブリ
	5	確定申告用納付書（電子申告利用者用）	○B					○B		プレブリ
	6	申告書（6号の3様式）	○B					○B		プレブリ
	7	予定申告用納付書（電子申告利用者用）	○B					○B		プレブリ
	8	申告書（11号様式）	○B					○B		プレブリ
	9	見込納付用納付書	○A					○B		プレブリ
	10	申告しようようハガキ	○A				○	○B		
個人 事業税	11	納税通知書	○A	○	○	○×2		○A		
	12	納税通知書（口座振替）	○A				○	○B		
	13	第2期分のお知らせ	○A	○	○	○×2		○A		
	14	第2期分のお知らせ（口座振替）	○A				○	○B		
不動産 取得税	15	納税通知書（連帯なし）	○A	○		○×1		○A		
	16	納税通知書（連帯あり）	○B	○		○×1		○A		
	17	税額変更通知書	○A				○	○B		
自動車 税	18	自動車税納税通知書	○A	○	○	○×2		○A		※1・2
	19	自動車税納税通知書（再発付）	○A	○	○			○A		※1
	20	自動車税税額変更通知書	○A	○	○			○A		※1
	21	自動車税納税通知書（一括納付）	○A	○	○			○A		※1
	22	減免承認通知書（新税）	○A				○	○B		※1
	23	減免現況報告書（種別割）	○B	○	○	○×1		○		※1
個人 県民税	24	払込書（現年分）	○A							プレブリ
	25	払込書（滞繰分）	○A							プレブリ
森林環 境税	26	払込書（現年分）	○A							プレブリ
	27	払込書（滞繰分）	○A							プレブリ
鉦区税	28	納税通知書（連帯なし）	○A	○				○A		
	29	納税通知書（連帯あり）	○B	○				○A		
ゴルフ場利用税	30	申告書（納付書）	○B							プレブリ
産業廃 棄物税	31	納入申告書	○B							プレブリ
	32	納付申告書	○B							プレブリ
	33	納入用納付書	○A							プレブリ
	33	納付用納付書	○A							プレブリ

品名		作業内容（表中「○」印のあるもの							備考	
		印字	封入	封緘	封入 回数	圧着	フォルド	断裁		
軽油引 取税	34	納入用納付書	○A							プレプリ
	35	納付用納付書	○A							プレプリ
	36	第16号の10様式（納入申告書）	○B							プレプリ
	37	第16号の12様式（納付申告書）	○B							プレプリ
	38	第16号の10様式 別表	○B							プレプリ
	39	第16号の37様式	○B							プレプリ
	40	第16号の39様式	○B							プレプリ
	41	第16号の41様式	○B							プレプリ
	42	第16号の41様式 別表1	○B							プレプリ
	43	第16号の41様式 別表2	○B							プレプリ
	44	第16号の41様式 別表5	○B							プレプリ
	45	第16号の41様式 別表6	○B							プレプリ
	46	第16号の41様式 別表7	○B							プレプリ
	47	第16号の41様式 別表10	○B							プレプリ
収納	48	督促状（自動車税種別割）	○A	○	○	○×1			○A	※1・3
	49	督促状（諸税）	○A	○	○				○A	※1・3
	50	催告書（自動車税種別割）	○A	○	○	○×1			○A	※1・3
	51	催告書（諸税）	○A	○					○A	※1・3
	52	差押予告用納付書	○A						○B	※1・3
	53	過誤納金還付（充当）通知書・送金通知書	○A	○	○				○A	単独 ※1
			○A						○B	名寄 ※1
	54	過誤納金還付（充当）通知書	○A				○		○B	※1
	55	個人事業税振替済通知書	○A				○		○B	※1
56	一括納付用納税証明書	○A							※1	

※ 契約書記載の印字業務Aは表中の印字欄に「A」と記載のあるものを、また、印字業務Bは表中の印字欄に「B」と記載があるものをいう。

※ 契約書記載の断裁業務Aは表中の断裁欄に「A」と記載のあるものを、また、断裁業務Bは表中の断裁欄に「B」と記載のあるものをいう。

※ 封入封緘業務については、印刷物の処理件数単位とする。

※ 印字業務A及びBの区分は、印字する用紙のサイズにより作業単価が異なると想定したものを示したものである。

2 データ提供媒体と文字コードについて

(1) データ提供に使用する媒体

データ提供に使用する媒体は、次に掲げるものとする。なお、電子データは、アを使用する場合は記録媒体の両面に記録し、イ及びウを使用する場合は正・副2枚に記録する。

ア DVD-RAM

(ア) 記録密度及び記録形式

a ラベル形式

スタンダードラベル

b 圧縮方法

非圧縮

(イ) タイプ

カートリッジあり

(ウ) レイアウト

別紙のとおり

イ DVD-RW

- (ア) 記録密度及び記録形式
 - a ラベル形式 スタンダードラベル
 - b 圧縮方法 非圧縮
- (イ) タイプ カートリッジなし
- (ウ) レイアウト 別紙のとおり

ウ CD-RW

- (ア) 記録密度及び記録形式
 - a ラベル形式 スタンダードラベル
 - b 圧縮方法 非圧縮
- (イ) タイプ カートリッジなし
- (ウ) レイアウト 別紙のとおり

(2) 文字コード

文字コードは、次のとおりとする。

- ア ANKコード A S C I I
- イ 漢字コード S H I F T - J I S
- ウ 外字の使用 なし

3 納税通知書等への印字

(1) 印字のレイアウト

受託者は、委託者の提供するデータを基に、納税義務者住所、氏名、納期限、OCR、バーコード等を委託者の提供する帳票に印字する。なお、印字方法については別添「対象帳票及びレコード（データ）レイアウト一覧」にある帳票及びレコードレイアウトのとおりとする。

(2) 印字用プログラム

データ印字用プログラムは、受託者が作成する。

(3) バーコードの印刷

「1 業務内容」において、カスタマバーコードを印刷するものについては、表中の備考欄に「※1」、コンビニエンスストア用バーコードを印刷するものについては、表中の備考欄に「※2」、返戻用バーコードを印刷するものについては、表中の備考欄に「※3」と表示してあるので、カスタマバーコード、コンビニエンスストア用バーコード及び返戻用バーコードを印字するものについては、所定のフォントを使用し、出力する。

なお、カスタマバーコードについては、事前に福島中央郵便局の読み取りテストに合格すること。

(4) プレプリント用紙の取り扱い

「1 業務内容」表中の備考欄に「プレプリ」とあるのはプレプリント用紙を意味し、この用紙は複写式となっているので、漢字有りのドットインパクトプリンタで印字した上で、法人二税の帳票については各帳票を切り離すこと。

(5) 同時封入物

「1 業務内容」表中の同時封入物欄に数字のあるものは、同時封入物の種類を意味し、これらについては、委託者が準備した同時封入物を封入した上で封緘作業を行うこと。

(6) 印字の出力順

印字の際の出力（ソート）順は次のとおりとする。

なお、ソート順は特に指定のない限り昇順とする。

		帳票名称	出力（ソート）順	備考
県民税利子割	1	納入申告書（公社債利子等）	振興局コード→特別徴収義務者番号	
	2	納入申告書（私募公社債投資信託等）	振興局コード→特別徴収義務者番号	
	3	納入申告書（懸賞金付預貯金等）	振興局コード→特別徴収義務者番号	
法人二税	4	申告書（6号様式）	振興局コード→管理番号	
	5	確定申告用納付書（電子申告利用者用）	振興局コード→管理番号	
	6	申告書（6号の3様式）	振興局コード→管理番号	
	7	予定申告用納付書（電子申告利用者用）	振興局コード→管理番号	
	8	申告書（11号様式）	振興局コード→管理番号	
	9	見込納付用納付書	振興局コード→管理番号	
	10	申告しようようハガキ	振興局コード→管理番号	
個人事業税	11	納税通知書	振興局コード→郵便番号→整理番号	
	12	納税通知書（口座振替）	振興局コード→郵便番号→整理番号	
	13	第2期分のお知らせ	振興局コード→郵便番号→整理番号	
	14	第2期分のお知らせ（口座振替）	振興局コード→郵便番号→整理番号	
不動産取得税	15	納税通知書（連帯なし）	振興局コード→課税番号	
	16	納税通知書（連帯あり）	振興局コード→課税番号	
	17	税額変更通知書	振興局コード→課税番号	
自動車税	18	自動車税納税通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・（単独）→振興局コード→県内・県外コード→県内は区内特別・区分郵便→区内特別は同一集配郵便局→郵便番号→住所番地→登録番号 ・（名寄）→振興局コード→県内・県外→県内は区内特別・区分郵便→重量別→区内特別は同一集配郵便局→県内郵便番号→住所番地→同一者→登録番号 ・（大口）→通数→郵便番号→登録番号 ※自動車税納税通知書については、納入に当たり別途仕分を行うため注意すること	
	19	自動車税納税通知書（再発付）	振興局コード→年度→登録番号	
	20	自動車税税額変更通知書	振興局コード→登録番号	
	21	自動車税納税通知書（一括納付）	整理番号	
	22	減免承認通知書（新税）	振興局コード→登録番号	
	23	減免現況報告書	郵便番号	
個人県民税	24	払込書（現年分）	振興局コード→整理番号	
	25	払込書（滞繰分）	振興局コード→整理番号	

森林環境税	26	払込書（現年分）	振興局コード→整理番号
	27	払込書（滞繰分）	振興局コード→整理番号
鉦区税	28	納税通知書（連帯なし）	振興局コード→整理番号
	29	納税通知書（連帯あり）	振興局コード→整理番号
ゴルフ場利用税	30	申告書（納付書）	振興局コード→整理番号
産業廃棄物税	31	納入申告書	振興局コード→整理番号
	32	納付申告書	振興局コード→整理番号
	33	納入用納付書	振興局コード→整理番号
	34	納付用納付書	振興局コード→整理番号
軽油引取税	35	納入用納付書	振興局コード→事業者コード
	36	納付用納付書	振興局コード→事業者コード
	37	第16号の10様式（納入申告書）	振興局コード→事業者コード
	38	第16号の12様式（納付申告書）	振興局コード→事業者コード
	39	第16号の10様式 別表	振興局コード→事業者コード
	40	第16号の37様式	振興局コード→事業者コード
	41	第16号の39様式	振興局コード→事業者コード
	42	第16号の41様式	振興局コード→事業者コード
	43	第16号の41様式 別表1	振興局コード→事業者コード
	44	第16号の41様式 別表2	振興局コード→事業者コード
	45	第16号の41様式 別表5	振興局コード→事業者コード
	46	第16号の41様式 別表6	振興局コード→事業者コード
	47	第16号の41様式 別表7	振興局コード→事業者コード
	48	第16号の41様式 別表10	振興局コード→事業者コード
収納	49	督促状（自動車税種別割）	・振興局コード→単独・名寄→県内・県外→県内は区内特別・区分→郵便番号→重量別→登録番号 ・（大口）→通数→郵便番号→登録番号
	50	督促状（諸税）	・振興局コード→単独・名寄→県内郵便局・県外郵便局→税目コード ・（大口）→通数→郵便番号→税目→整理番号
	51	催告書（自動車税種別割）	・振興局コード→単独・名寄→県内・県外→県内は区内特別・区分→郵便番号→重量別→登録番号 ・（大口）→通数→郵便番号→登録番号
	52	催告書（諸税）	振興局コード→納税担当者コード→市町村コード→納税者番号→税目コード→整理番号
	53	差押予告用納付書	振興局コード→納税担当者コード→市町村コード→納税者番号→税目コード→整理番号
	54	過誤納金還付（充当）通知書・送金通知書	（単独、名寄ともに）通数→還付額合計→納税者番号→振興局コード→還付先変更有無→税目コード→整理番号
	55	過誤納金還付（充当）通知書	通数→納税者番号→振興局コード→還付先変更有無→税目コード→整理番号
	56	個人事業税振替済通知書	振興局コード→整理番号
	57	一括納付用納税証明書	整理番号→振興局コード→登録番号

4 封入封緘等業務（自動車税納税通知書）

(1) 封入封緘等作業

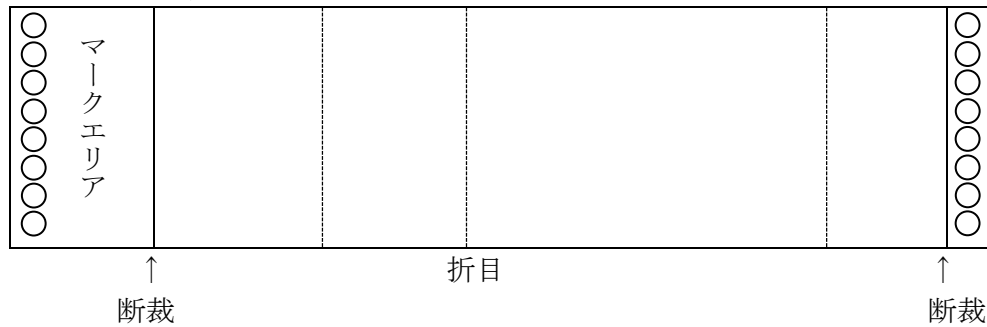
ア 概要

自動車税納税通知書について、同一納税義務者宛てを同一封筒に封入・封緘する。

イ 帳票・封筒の仕様

(ア) 帳票

帳票の簡単な仕様は次のとおりである。



(イ) 引渡データ

自動車税納税通知書の引渡データについては、各振興局別に単独分（同一納税者宛てが1通）と名寄分（同一納税者宛てが2～15通）がそれぞれ7つ、大口分（同一納税者宛てが16通以上）が1つの計15のデータに分けて引渡を行う。

(ウ) マークエリア

自動車税納税通知書には、マークエリアを設ける。このマークエリアは最終的に断裁するため、封入・引抜等作業の際機械に読み取らせ仕分の指標となるマークの印刷等、受託者が自由に活用できるエリアとなる。現在マークエリアに活用できるデータ仕様概要は次のとおり。詳細は別途示すレコードレイアウトを参照のこと。

なお、受託者が封入・引抜等作業に必要なマークを印刷するためのデータについては、双方協議のうえ委託者が認めた場合、変更・追加等が可能である。

番号	データ名称	仕 様
1	ゲートマーク	どのようなデータであろうと固定で TRUE 値（※1）。
2	名寄先頭	名寄において、同一封筒に封入される単位の先頭（名寄の先頭）の場合 TRUE 値。それ以外は FALSE 値（※2）。 単独においては必ず TRUE 値。
3	郵便区切替	郵便番号上5桁の先頭（変わり目）で TRUE 値。それ以外は FALSE 値。（県内あてのみ）
4	カスタマーバーコード切替	カスタマーバーコードの有・無の変わり目に TRUE 値。それ以外は FALSE 値。
5	通数切替	名寄において、通数の変わり目で TRUE 値。それ以外は FALSE 値。
6	切替チェック	番号3～5のいずれかに TRUE 値があれば TRUE 値。なければ FALSE 値。
7	パリティチェック	番号1～6の TRUE 値の合計個数が偶数なら TRUE 値。奇数なら FALSE 値。
8	発付番号・連番1	各通知書の固有番号である発付番号のうち、連番部分を抜き出し、バーコード用に先頭と末尾に「A」を付け加えたもの。なお、発付番号は税目固有番号（2桁）＋西暦（4桁）＋連番（7桁）から成る。
9	発付番号・連番2	発付番号の連番部分を抜き出したもの
10	郵便区	単独及び名寄において、区内特別郵便とな

		る場合は郵便番号上 5 桁。それ以外は 00000。
11	カスタマーバーコード リーダー有無	単独の場合、区内特別かつ差出郵便局にカスタマーバーコードリーダーが存在する場合は TRUE 値。それ以外は FALSE 値。 名寄の場合、区内特別なら TRUE 値。それ以外は FALSE 値。
12	カスタマーバーコード 印字有無	カスタマーバーコードの印字がある場合は TRUE 値。それ以外は FALSE 値。

※1 TRUE 値は帳票により「1」か「-」のどちらかを取る。

※2 FALSE 値は帳票により「0」か「 」(空白)のどちらかを取る。

(エ) 印刷区分と郵便規格

県が引き渡すデータは郵便約款に基づいて次のとおりに印刷区分を設定してある。印刷区分は、引抜コードの一部に 3 桁で設定してある。詳細は別途示すレコードレイアウトを参照のこと。

印刷区分		郵便約款上の規格(大口の通数は目安)		
単独 (1 通)	11*	区内特別 区分郵便 県外	定形 50g 以下 (封筒に 5 通まで封入)	
	12*			
	13*			
名寄 (2 通～15 通)	21*	区内特別 区分郵便 県外		
	22*			
	23*			
大口 (16 通以上)	310	(16～24 枚)	定形外	100 g 以下
	320	(25～38 枚)		150 g 以下
	330	(39～66 枚)		250 g 以下
	340	(67～135 枚)		500 g 以下
	350	(136 枚～)		500 g 超

「*」＝管轄振興局を表し、県北地方振興局は 1、県中は 2、
県南は 3、会津は 4、南会津は 5、相双は 6、いわ
きは 7 となる

(オ) 断裁・折り

自動車税納税通知書は、両側を断裁の上、縦折り（2 つ折り）にした後に封筒に封入すること。

なお、「1 業務内容」表中の断裁業務欄に「A」と記載のあるものは封入封緘のある帳票を、断裁業務 B は封入封緘がない帳票をいう。

(カ) 封入パターン

- a 同一納税義務者宛てが 1 5 枚以下（区分 111 から 137、211 から 237）
1 5 枚以下の場合、1 封筒に最大 5 枚を封入する。

枚数	封入の仕方	印刷区分
1	1 枚／封筒	111～137 (単独)
2	2 枚／封筒	211～237 (名寄)
3	3 枚／封筒	
4	4 枚／封筒	
5	5 枚／封筒	
6	3 枚／封筒 3 枚／封筒	

7	4枚／封筒	3枚／封筒	
8	4枚／封筒	4枚／封筒	
9	5枚／封筒	4枚／封筒	
10	5枚／封筒	5枚／封筒	
11	4枚／封筒	4枚／封筒	3枚／封筒
12	4枚／封筒	4枚／封筒	4枚／封筒
13	5枚／封筒	4枚／封筒	4枚／封筒
14	5枚／封筒	5枚／封筒	4枚／封筒
15	5枚／封筒	5枚／封筒	5枚／封筒

b その他

課税地指定、大口（区分 310～350）は、定形外郵便で郵送するため、印刷区分・同一人毎に取りまとめて1封筒に同一納税義務者の全ての自動車税納税通知書を封入することを基本とする。

ただし、印刷区分 350 については、最も低廉となるよう2封筒以上による組合せも活用し封入すること。以下に例を示す。

印刷区分 350 の組合せ例

重量区分	封入パターンの組合せ(通数は目安)
550g 以下	500g(136枚) + 50g(10枚)
600g 以下	500g(136枚) + 100g(23枚)
1000g 以下	1000g(230枚)
1050g 以下	1000g(230枚) + 50g(10枚)
1100g 以下	1000g(230枚) + 100g(23枚)
1150g 以下	1000g(230枚) + 150g(38枚)
1250g 以下	1000g(230枚) + 250g(66枚)
2000g 以下	2000g(480枚)
2050g 以下	2000g(480枚) + 50g(10枚)
2100g 以下	2000g(480枚) + 100g(23枚)
2150g 以下	2000g(480枚) + 150g(38枚)
2250g 以下	2000g(480枚) + 250g(66枚)
4000g 以下	4000g(990枚)

(キ) 封筒

区分 111～137、211～237 については、定型郵便用封筒を使用する。なお、定型郵便用封筒については、委託者において準備したものを使用すること。また、封筒は管轄振興局別に7種類あるため、それぞれに適合した封筒を使用すること。

区分 310～350 については、(エ)に記載した定形外郵便の規格に適合した封筒や箱等を受託者が準備し、それぞれに委託者が別途指示する差出人の住所、宛名等を封筒等に印刷又は印刷したシール（受託者で準備）を貼付すること。

(ク) 同時封入物

区分 111～137、211～237 については、自動車税納税通知書以外のものについて、1封筒に2種類の封入を行うこと。

また、区分 310～350 については自動車税納税通知書以外のものについて、1封筒に最大2種類の封入を行うこと。

なお、具体的な封入物は別途指示する。

(ケ) 封緘

封入後に封緘する。

なお、自動車税納税通知書の封入のみで封緘をしない場合は別途指示する。

(コ) 重量

a 定形郵便（区分 111 から 137、211 から 237）

封入封緘後、定形郵便は、区内特別や利用者区分の条件等に適合させるために 50g 以内の重量として厚さは 6mm 以内とすること。

なお、委託者が提供する自動車税納税通知書の重量は以下のとおりである。

自動車税納税通知書 1 枚当たり 3.4g 1 封筒に最大 5 枚封入

ハガキ 1 枚当たり 1.8g 1 封筒に最大 1 枚封入

チラシ（2つ折） 1.9g

封筒 5.0g

b 定形外郵便（区分 310 から 350）

区分 310 から 340 は、封筒又は箱を含めて区分ごとに(ウ)に記載した重量以内とすること。区分 350 は最も低廉となるよう 2 封筒以上による組合せも活用すること。

チラシは、(コ) a と同じで、ハガキは封入しないこと。

(ク) 確認

自動車税納税通知書の住所、氏名の下に次の情報（引抜コード）を印刷している。

封入封緘後にも封筒の窓部から同一納税義務者宛て納通等の 1 枚目には「#」が印字されているので目視の上確認すること。

「#」が無い場合には、自動車税納税通知書が別人の封筒に誤封入されている可能性がある。ただし、1 枚目が引抜かれた場合は「#」は見えないこととなるので注意すること。

表示内容	0005	0011	-21	1	-0116191	-0123456789	#
内 容	封筒内枚数 (4桁)	全枚数 (4桁)	印刷区分 (2桁)	振興局 (1桁)	引抜き用番号 (一連番号7桁)	お問い合わせ番号(※1) (10桁)	※2

※1 お問い合わせ番号が同じ場合は同じ納税義務者宛ての通知書である。

※2 #の表示条件は、単独・名寄を問わず、封筒の1枚目に必ず印字される。

(2) 引抜き

ア 概要

印字した自動車税納税通知書について、委託者が提供する引抜用データ等により、封入封緘前に引抜くこと。

イ 引抜き用データ

(ア) 15枚以下（区分 111 から 137、211 から 237）

単独、名寄別に次の引抜き用データを電子メールにて提供するので、上記の「(1) 封入封緘等作業ーイ 帳票・封筒の仕様ー(ウ) マークエリア」の発付番号・連番 2 と一致するものを引抜くこと。

引抜き用データファイル

***** + CR + LF

数値(0から9) ASCIIデータ 7桁

データは昇順

(イ) その他（上記以外のもの）

「15枚以下」以外は引抜きデータを下記により提供するので、それと照合の上引き抜くこと。

引抜き用データの内容

通知書番号（引抜き番号）、印刷区分、お問い合わせ番号、氏名、住所、登録番号、郵便番号

ウ 確認

引抜いた自動車税納税通知書は、全て引抜き用データと照合の上再確認すること。

なお、引抜いた自動車税納税通知書は速やかに振興局別に区分のうえ返却すること。

(3) 仕分け及び納入

封入封緘が完了した定期納通のうち、区分111から137、211から237は、「郵便番号上5桁」別に仕分けし、そのうえでさらに「封入枚数4枚以下」と「封入枚数5枚」に仕分けを行うこと。なお、その際は区内特別郵便と区分郵便の区別をすること。また、仕分けした定期納通は別紙2に従い納入を行うこと。

5 封入封緘等業務（自動車税納税通知書（再発付））

(1) 封入封緘等作業

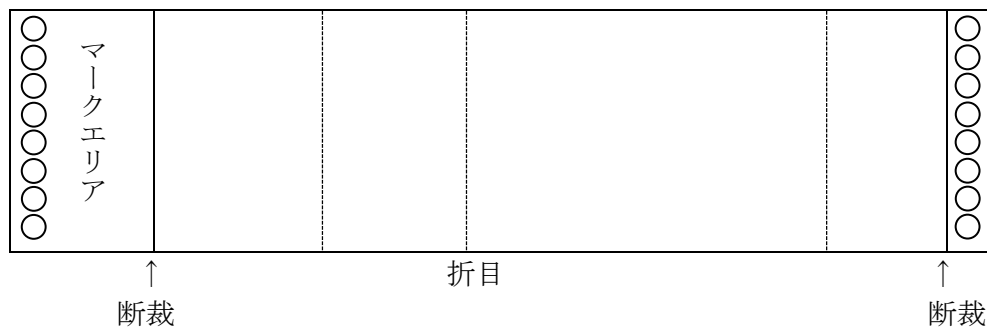
ア 概要

自動車税納税通知書（再発付）（以下、「再発付納通」という。）について、同一納税義務者宛てを同一封筒に封入・封緘する。

イ 帳票・封筒の仕様

(ア) 帳票

帳票の簡単な仕様は次のとおりである。



(イ) 引渡データ

再発付納通の引渡データについては、各振興局別に単独分（同一納税者宛てが1枚）と名寄分（同一納税者宛てが2～15枚）がそれぞれ7つ、大口分（同一納税者宛てが16枚以上）が1つの計15のデータに分けて引渡を行う。

(ウ) マークエリア

マークエリアについては、自動車税納税通知書と同じとなるので、必要に応じて活用すること。

(エ) 断裁・折り

再発付納通は、両側を断裁の上、縦折り（2つ折り）にした後に封筒に封入すること。

なお、「1 業務内容」表中の断裁業務欄に「A」と記載のあるものは封入封緘のある帳票を、断裁業務Bは封入封緘がない帳票をいう。

(オ) 封入パターン

a 同一納税義務者宛てが15枚以下

15枚以下の場合、1封筒に最大5枚を封入する。

枚数	封入の仕方			種別
1	1枚／封筒			単独
2	2枚／封筒			名寄
3	3枚／封筒			
4	4枚／封筒			
5	5枚／封筒			
6	3枚／封筒	3枚／封筒		
7	4枚／封筒	3枚／封筒		
8	4枚／封筒	4枚／封筒		
9	5枚／封筒	4枚／封筒		
10	5枚／封筒	5枚／封筒		
11	4枚／封筒	4枚／封筒	3枚／封筒	
12	4枚／封筒	4枚／封筒	4枚／封筒	
13	5枚／封筒	4枚／封筒	4枚／封筒	
14	5枚／封筒	5枚／封筒	4枚／封筒	
15	5枚／封筒	5枚／封筒	5枚／封筒	

b その他

大口（同一納税義務者宛てが16枚以上）は、定形外郵便で郵送するため、同一人毎に取りまとめて1封筒に同一納税義務者の全ての再発付納通を封入することを基本とする。ただし、重量区分が500g超となる場合は、最も低廉となるよう2封筒以上による組合せも活用し封入すること。

(カ) 封筒

単独と名寄については、定型郵便用封筒を使用する。なお、定型郵便用封筒については、委託者において準備したものを使用すること。また、封筒は管轄振興局別に7種類あるため、それぞれに適合した封筒を使用すること。

大口については、定形外郵便の規格に適合した封筒や箱等を受託者が準備し、それぞれに委託者が別途指示する差出人の住所、宛名等を封筒等に印刷又は印刷したシール（受託者で準備）を貼付すること。

(キ) 封緘

封入後に封緘する。

なお、再発付納通の封入のみで封緘をしない場合は別途指示する。

(ク) 確認

再発付納通の住所、氏名の下に次の情報（引抜コード）を印刷している。

封入封緘後にも封筒の窓部から同一納税義務者宛て納通等の1枚目には「#」が印字されているので目視の上確認すること。

「#」が無い場合には、再発付納通が別人の封筒に誤封入されている可能性がある。ただし、1枚目が引抜かれた場合は「#」は見えないこととなるので注意する

こと。

表示内容	0005	0011	-21	1	-0116191	-0123456789	#
内 容	封筒内枚数 (4桁)	全枚数 (4桁)	印刷区分 (2桁)	振興局 (1桁)	引抜き用番号 (一連番号7桁)	お問い合わせ番号(※1) (10桁)	※2

※1 お問い合わせ番号が同じの場合は同じ納税義務者あての通知書である。

※2 #の表示条件は、単独・名寄を問わず、封筒の1枚目に必ず印字される。

(ケ) 仕分け及び納品

封緘後は単独・名寄と大口に仕分け、単独・名寄分はさらに振興局別に仕分けを行い、委託者に納品すること。

6 封入封緘等業務（督促状（自動車税種別割）及び催告書（自動車税種別割）大量発付

(1) 封入封緘等作業

ア 概要

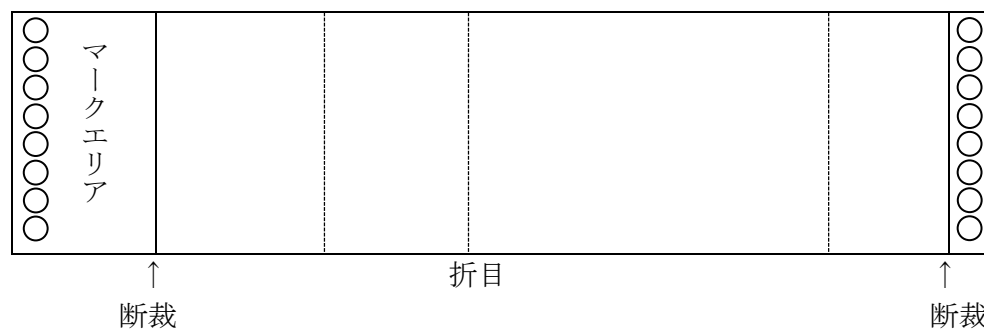
7月発行分の督促状（自動車税種別割）及び8～10月発行分の催告書（自動車税種別割）（以下、「大量発付督促状等」という。）について、同一の納税者コードを持つ印刷物を同一封筒に封入・封緘する。

イ 帳票・封筒の仕様

(ア) 帳票

帳票の仕様は次のとおりである。

詳細は、別添「対象帳票及びレコード（データ）レイアウト一覧」のとおり。



(イ) 引渡データ

大量発付督促状等の引渡データについては、各振興局別に単独分（同一納税者宛てが1通）と名寄分（同一納税者宛てが2～15通）がそれぞれ7つ、大口分（同一納税者宛てが16通以上）が1つの計15のデータに分けて引渡を行う。

(ウ) マークエリア

帳票には、マークエリアを設ける。このマークエリアは最終的に断裁するため、封入・引抜等作業の際機械に読み取らせ仕分の指標となるマークの印刷等、受託者が自由に活用できるエリアとなる。現在マークエリアに活用できるデータ仕様概要は次のとおり。詳細は別途示すレコードレイアウトを参照のこと。

なお、受託者が封入・引抜等作業に必要なマークを印刷するためのデータについては、双方協議のうえ委託者が認めた場合、変更・追加等が可能である。

番号	データ名称	仕 様
1	ゲートマーク	どのようなデータであろうと固定で TRUE 値 (※1)。
2	名寄先頭	名寄において、同一封筒に封入される単位の先頭 (名寄の先頭) の場合 TRUE 値。それ以外は FALSE 値 (※2)。単独においては必ず TRUE 値。
3	郵便区切替	郵便番号上 5 桁の先頭 (変わり目) で TRUE 値。それ以外は FALSE 値。(県内あてのみ)
4	カスタマーバーコード切替	カスタマーバーコードの有・無の変わり目に TRUE 値。それ以外は FALSE 値。
5	通数切替	名寄において、通数の変わり目で TRUE 値。それ以外は FALSE 値。
6	切替チェック	番号 3～5 のいずれかに TRUE 値があれば TRUE 値。なければ FALSE 値。
7	パリティチェック	番号 1～6 の TRUE 値の合計個数が偶数なら TRUE 値。奇数なら FALSE 値。
8	発付番号・連番 1	各通知書の固有番号である発付番号のうち、連番部分を抜き出し、バーコード用に先頭と末尾に「A」を付け加えたもの。なお、発付番号は税目固有番号 (2 桁) + 西暦 (4 桁) + 連番 (7 桁) から成る。
9	発付番号・連番 2	発付番号の連番部分を抜き出したもの
10	郵便区	単独及び名寄において、区内特別郵便となる場合は郵便番号上 5 桁。それ以外は 00000。
11	カスタマーバーコードリーダ有無	単独の場合、区内特別かつ差出郵便局にカスタマーバーコードリーダが存在する場合は TRUE 値。それ以外は FALSE 値。名寄の場合、区内特別なら TRUE 値。それ以外は FALSE 値。
12	カスタマーバーコード印字有無	カスタマーバーコードの印字がある場合は TRUE 値。それ以外は FALSE 値。

※1 TRUE 値は帳票により「1」か「-」のどちらかを取る。

※2 FALSE 値は帳票により「0」か「 」(空白)のどちらかを取る。

(エ) 印刷区分と郵便規格

県が引き渡すデータは郵便約款に基づいて次のとおりに印刷区分を設定してある。印刷区分は、引抜コードの一部に 3 桁で設定してある。詳細は別途示すレコードレ

イアウトを参照のこと。

印刷区分		郵便約款上の規格(大口の通数は目安)		
単独 (1通)	11*	区内特別 区分郵便 県外	定形 50g以下 (封筒に5通まで封入)	
	12*			
	13*			
名寄 (2通～15通)	21*	区内特別 区分郵便 県外		
	22*			
	23*			
大口 (16通以上)	310	(16～24枚)	定形外	100g以下
	320	(25～38枚)		150g以下
	330	(39～66枚)		250g以下
	340	(67～135枚)		500g以下
	350	(136枚～)		500g超

「*」＝県北地方振興局は1、県中は2、県南は3、会津は4、南会津は5、相双は6、いわきは7

(オ) 断裁・折り

帳票は、両側を断裁の上、縦折り（2つ折り）にした後に封筒に封入すること。

なお、「1 業務内容」表中の断裁業務欄に「A」と記載のあるものは封入封緘のある帳票を、断裁業務Bは封入封緘がない帳票をいう。

(カ) 封入パターン

- a 同一納税義務者宛てが15枚以下（区分111から137、211から237）
15枚以下の場合、1封筒に最大5枚を封入する。

枚数	封入の仕方			印刷区分
1	1枚／封筒			111～137（単独）
2	2枚／封筒			
3	3枚／封筒			211～237（名寄）
4	4枚／封筒			
5	5枚／封筒			
6	3枚／封筒	3枚／封筒		
7	5枚／封筒	2枚／封筒		
8	5枚／封筒	3枚／封筒		
9	5枚／封筒	4枚／封筒		
10	5枚／封筒	5枚／封筒		
11	5枚／封筒	3枚／封筒	3枚／封筒	
12	5枚／封筒	5枚／封筒	2枚／封筒	
13	5枚／封筒	5枚／封筒	3枚／封筒	
14	5枚／封筒	5枚／封筒	4枚／封筒	
15	5枚／封筒	5枚／封筒	5枚／封筒	

b その他

大口（区分310～350）は、税務システム課で郵送するため、印刷区分・同一人毎に取りまとめて、発行日の前々日までに税務システム課に納品する。

(キ) 封筒

区分111～137、211～237については、定型郵便用封筒を使用する。なお、定型郵

使用封筒については、委託者において準備したものを使用すること。

(ク) 封緘

封入後に封緘する。

なお、大量発付督促状等の封入のみで封緘をしない場合は別途指示する。

(ケ) 重量

a 定形郵便（区分 111 から 137、211 から 237）

封入封緘後、定形郵便は、区内特別や利用者区分の条件等に適合させるために 50g 以内の重量として厚さは 6mm 以内とすること。

(コ) 確認

定期納通の住所、氏名の下に次の情報を印刷している。

封入封緘後にも封筒の窓部から同一納税義務者宛て納通等の 1 枚目には「#」が印字されているので目視の上確認すること。

「#」が無い場合には、定期納通が別人の封筒に誤封入されている可能性がある。ただし、1 枚目が引抜かれた場合は「#」は見えないこととなるので注意すること。

表示内容	0 0 0 5	0 0 1 1	— 2 1	1	— 0 1 1 6 1 9 1	— 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	#
内 容	封筒内枚数 (4 桁)	全枚数 (4 桁)	印刷区分 (2 桁)	振興局 (1 桁)	引抜き用番号 (一連番号 7 桁)	お問い合わせ番号 (※1) (10 桁)	※2

※1 お問い合わせ番号が同じの場合は同じ納税義務者あての通知書である。

※2 # の表示条件は、単独・名寄を問わず、封筒の 1 枚目に必ず印字される。

(2) 引抜き

ア 概要

印字した大量発付督促状等について、委託者が提供する引抜き用データ等により、封入封緘前に引抜くこと。

イ 引抜き用データ

(ア) 15 枚以下（区分 111 から 137、211 から 237）

単独、名寄及び大口別に次の引抜き用データを電子メールにて提供するので、上記の「(1) 封入封緘等作業—イ 帳票・封筒の仕様—(ウ) マークエリア」の発付番号・連番 2 と一致するものを引抜くこと。

引抜き用データファイル

***** + CR + LF

数値（0 から 9） ASCII データ 7 桁

データは昇順

(イ) その他（上記以外のもの）

「15 枚以下」以外は引抜きデータを下記により提供するので、それと照合の上引き抜くこと。

引抜き用データの内容

通知書番号（引抜き番号）、印刷区分、お問い合わせ番号、氏名、住所、登録番号、郵便番号

ウ 確認

引抜いた印刷物は、全て引抜き用データと照合の上再確認すること。

なお、引抜いた印刷物は振興局別に区分のうえ税務システム課に納品すること。

(3) 仕分け及び納入

封入封緘が完了した帳票のうち、区分 111 から 137、211 から 237 は、「郵便番号上 5 桁」別に仕分けし、そのうえでさらに「単独、名寄 2～5」に仕分けを行うこと。また、仕分けした帳票は別紙 3 に従い納入を行うこと。

7 封入封緘等業務（減免現況報告書）

(1) 封入封緘等作業

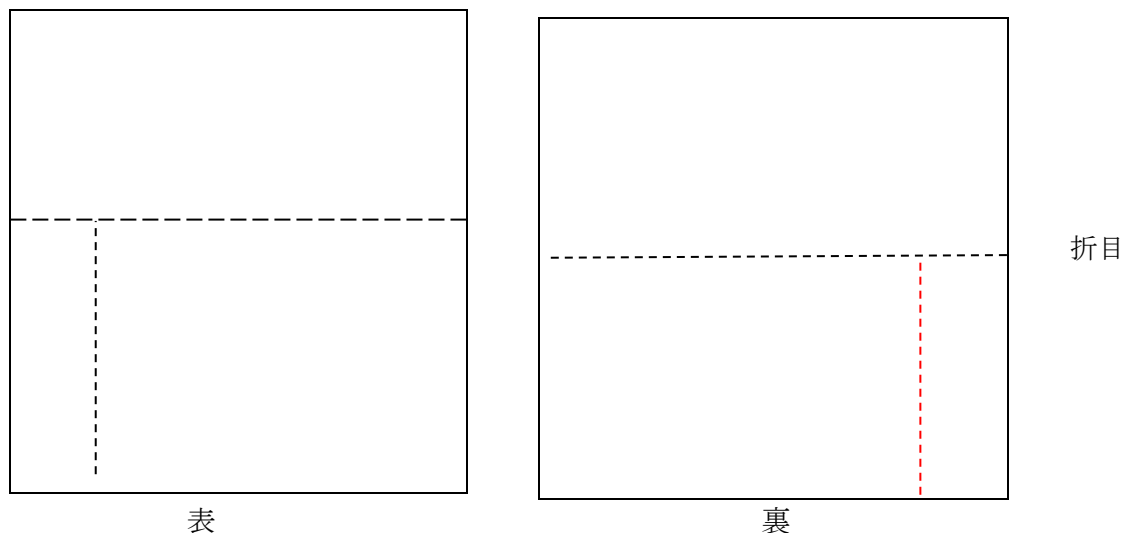
ア 概要

減免現況報告書及び目隠しシールを封入封緘する。

イ 帳票・封筒の仕様

(ア) 帳票

減免現況報告書の仕様は以下のとおりである。



(イ) フォールド

減免現況報告書は両面印刷のうち宛名の印字をした面を山側にしてミシン目で折った（2つ折り）後に宛名と差出人を封筒の窓の位置に合わせて封入すること。

(ウ) 封筒

定型郵便用封筒については、委託者において準備したものを使用すること。

(エ) 封入封緘

減免現況報告書を委託者が提供する目隠しシールと併せて封入し、その後封緘する。

8 封入封緘等業務（その他納税通知書等）

(1) 封入封緘等作業

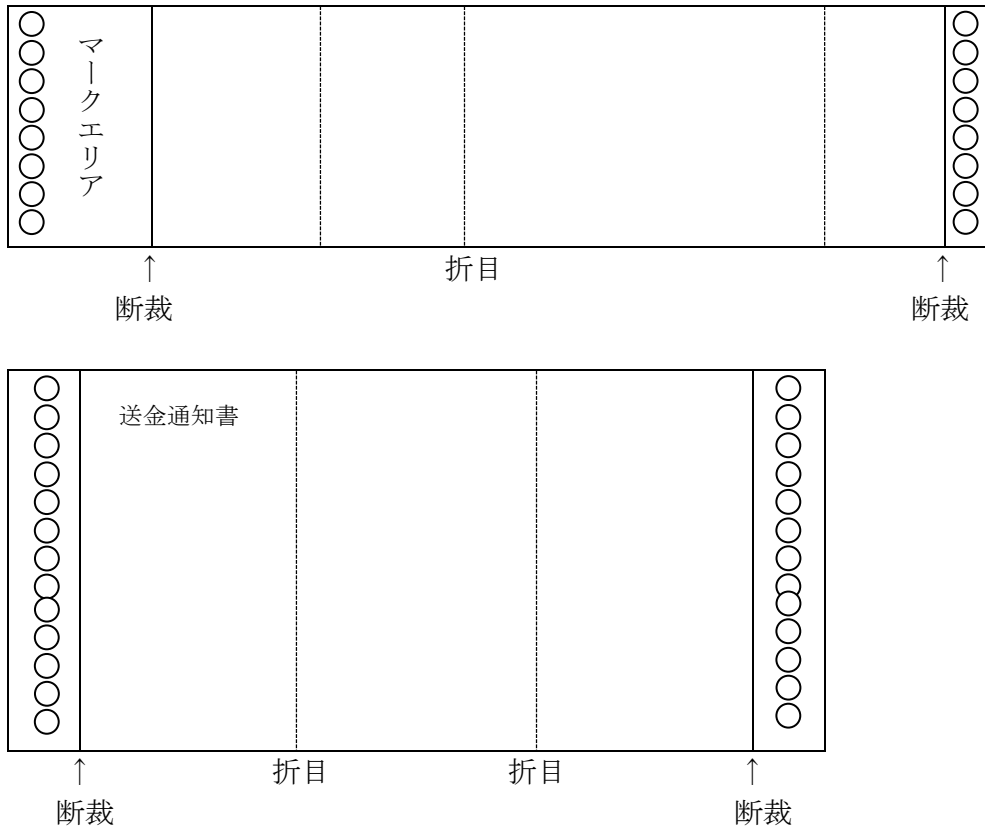
ア 概要

上記以外の納税通知書、税額変更通知書、第 2 期分のお知らせ、過誤納金還付（充当）通知書・送金通知書（以下「その他納通等」という。）を封入封緘する。

イ 帳票・封筒の仕様

(ア) 帳票

帳票の種類の様子は次のとおりである。



(イ) 封筒

定型郵便用封筒については、委託者において準備したものを使用すること。

(ウ) 断裁・折り

その他納通等は、両側を断裁の上、縦折り（2つ折り）、縦・横折り（4つ折り）又は重ね折り（3つ折り）にした後に封筒に封入すること。

なお、「1 業務内容」表中の断裁業務欄に「A」と記載のあるものは封入封緘のある帳票を、断裁業務Bは封入封緘がない帳票をいう。

(エ) 封入封緘

封入後に封緘する。

なお、封入時、同時封入物がある場合は、それを縦折り（2つ折り）又は縦・横折り（4つ折り）にした後、その他納通等と併せて封入する。

また封入のみで封緘をしない場合は別途指示する。

(オ) その他

封緘後は振興局単位にまとめ、委託者に納品すること。

9 圧着業務

委託業者は、カプセル糊がコーティングされた用紙に印字した印刷物について、二つ折り又は三つ折りにし、ローラによる転圧によりカプセル糊を潰して圧着作業を行い、ハガキとして仕上げること。

なお、圧着後は履行場所において地方振興局単位にまとめ、委託者に納品すること。

別紙1

印字封入封緘等アウトソーシング予定表

4 月分

サブシステム名 税	区分	帳票名	大量 印刷	印字	封入	封緘	同時 封入	圧着	フォ ールド	断裁	1(火)	2(水)	3(木)	4(金)	5(土)	6(日)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	12(土)	13(日)	14(月)	15(火)	16(水)	17(木)	18(金)	19(土)	20(日)	21(月)	22(火)	23(水)	24(木)	25(金)	26(土)	27(日)	28(月)	29(火)	30(水)			
KJ 個人事業税	11	納税通知書		A	○	○	○2			A																データ渡し16日13時	納期18日16時											データ渡し28日13時	納期5月2日16時				
	12	納税通知書(口座振替)		A				○		B																データ渡し16日13時	納期18日16時													データ渡し28日13時	納期5月2日16時		
	13	第2期分のお知らせ		A	○	○	○2			A																																	
	14	第2期分のお知らせ(口座振替)		A						B																																	
KK 不動産取得税	15	納税通知書(連帯なし)		A	○		○1			A																データ渡し15日9時	納期17日16時														データ渡し25日9時	納期30日16時	
	16	納税通知書(連帯あり)		B	○		○1			A																データ渡し15日9時	納期17日16時														データ渡し25日9時	納期30日16時	
	17	税額変更通知書		A				○		B																データ渡し15日9時	納期17日16時														データ渡し25日9時	納期28日16時	
KL 自動車二税	18	自動車税納税通知書	50万件以上	A	○	○	○2			A																データ渡し17日16時	納期21日12時	郡山東郵便局へ配達持込5月7日(予定)															
	21	自動車税納税通知書(一括納付用)		A	○	○				A																データ渡し17日16時	納期23日12時(税務システム課へ納品)																
	19	自動車税納税通知書(再発付用)		A	○	○				A																																	
	20	自動車税税額変更通知書		A	○	○				A																																	
	22	減免承認通知書(旧法)		A					○	B																																	
KO 鉱区税	26	納税通知書(連帯なし)		A	○					A																データ渡し18日13時	納期24日16時																
	27	納税通知書(連帯あり)		B	○					A																データ渡し18日13時	納期24日16時																
KC 収納	47	督促状(自動車税種別割)		A	○	○	○1			A																データ渡し 3日9時	納期 4日12時																
	48	督促状(諸税)		A	○	○				A																データ渡し 3日9時	納期 4日12時																
	49	催告書(自動車税種別割)		A	○		○1			A																データ渡し 2日9時	納期 3日12時																
	50	催告書(諸税)		A	○					A																データ渡し 2日9時	納期 3日12時																
	51	差押予告用納付書		A						B																																	
	52	過額納金還付(充当)通知書・送金通知書(単独)		A	○	○				A																																	
	53	過額納金還付(充当)通知書		A						B																																	
	54	個人事業税振替済通知書		A					○	B																																	
KH 県民税利子割	1	納入申告書(公社債利子割等)		A●																																							
	2	納入申告書(私募公社債投資信託等)		A●																																							
	3	納入申告書(懸賞金付預貯金等)		A●																																							
KE 法人二税	4	申告書(6号様式)		B●						B																																	
	5	確定申告用納付書(電子申告利用者用)		B●						B																																	
	6	申告書(7号様式)		B●						B																																	
	7	予定申告用納付書(電子申告利用者用)		B●						B																																	
	8	申告書(11号様式)		B●						B																																	
KP 個人県民税	24	払込書(現年分)		A●																																							
	25	払込書(滞繰分)		A●																																							
KQ ゴルフ場利用税	28	申告書(納付書)		B●																																							
	29	納入申告書		B●																																							
KX 産業廃棄物税	30	納入申告書		B●																																							
	31	納入用納付書		A●																																							
KS 軽油引取税 KS2 軽油流通	32	納入用納付書		A●																																							
	33	納入用納付書		A●																																							
	34	納入用納付書		A●																																							
	35	16号の10様式(納入申告書)		B●																																							
	36	16号の12様式(納入申告書)		B●																																							
	37	16号の10様式 別表		B●																																							
	38	16号の37様式		B●																																							
	39	16号の39様式		B●																																							
	40	16号の41様式		B●																																							
	41	16号の41様式 別表1		B●																																							
	42	16号の41様式 別表2		B●																																							
	43	16号の41様式 別表5		B●																																							
44	16号の41様式 別表6		B●																																								
45	16号の41様式 別表7		B●																																								

別紙1

印字封入封緘等アウトソーシング予定表

1月分

サブシステム名 税	区分	帳票名	大量 印刷	印字	封入	封緘	同時 封入	圧着	フォ ールド	断裁	1(木)	2(金)	3(土)	4(日)	5(月)	6(火)	7(水)	8(木)	9(金)	10(土)	11(日)	12(月)	13(火)	14(水)	15(木)	16(金)	17(土)	18(日)	19(月)	20(火)	21(水)	22(木)	23(金)	24(土)	25(日)	26(月)	27(火)	28(水)	29(木)	30(金)	31(土)
KJ 個人事業税	11	納税通知書		A	○	○	○2			A	データ渡し 12月25日13時 納期 5日 16時										データ渡し 15日13時 納期 19日16時										データ渡し 29日13時 納期 2月2日 16時										
	12	納税通知書(口座振替)		A				○		B	データ渡し 12月25日13時 納期 5日 16時										データ渡し 15日13時 納期 19日16時										データ渡し 29日13時 納期 2月2日 16時										
	13	第2期分のお知らせ		A	○	○	○2			A																															
	14	第2期分のお知らせ(口座振替)		A						B																															
KK 不動産取得税	15	納税通知書(連帯なし)		A	○		○1			A											データ渡し 13日9時 納期 15日16時										データ渡し 29日 9時 納期 2月4日16時										
	16	納税通知書(連帯あり)		B	○		○1			A											データ渡し 13日9時 納期 15日16時										データ渡し 29日 9時 納期 2月4日16時										
	17	税額変更通知書		A				○		B											データ渡し 13日9時 納期 15日16時										データ渡し 29日 9時 納期 2月4日16時										
KL 自動車二税	18	自動車税納税通知書		A	○	○	○2			A																															
	21	自動車税納税通知書(一括納付用)		A	○	○				A																															
	19	自動車税納税通知書(再発付用)		A	○	○				A																															
	20	自動車税税額変更通知書		A	○	○				A											データ渡し16日9時 納期21日13時																				
	22	減免承認通知書(旧法)		A				○		B											データ渡し16日9時 納期21日13時																				
	22	減免承認通知書(新法)		A				○		B											データ渡し16日9時 納期22日13時										データ渡し21日9時 納期23日13時										
KO 鉱区税	26	納税通知書(連帯なし)		A	○					A																															
	27	納税通知書(連帯あり)		B	○					A																															
KC 収納	47	督促状(自動車税種別割)		A	○	○	○1			A											データ渡し 7日9時 納期 8日12時																				
	48	督促状(諸税)		A	○	○				A											データ渡し 7日9時 納期 8日12時																				
	49	催告書(自動車税種別割)		A	○		○1			A																					データ渡し 30日9時 納期 2月2日 12時										
	50	催告書(諸税)		A	○					A																					データ渡し 30日9時 納期 2月2日 12時										
	51	差押予告用納付書		A						B																					データ渡し 29日9時 納期 2月2日 12時										
	52	過額納金還付(充当)通知書・送金通知書(単独)		A	○	○				A																					データ渡し 22日13時 納期 23日14時										
	52	過額納金還付(充当)通知書・送金通知書(名寄)		A						B																					データ渡し 22日13時 納期 23日14時										
KH 県民税利子割	1	納入申告書(公社債利子割等)		A●																																					
	2	納入申告書(私募公社債投資信託等)		A●																																					
	3	納入申告書(懸賞金付預貯金等)		A●																																					
	4	申告書(6号様式)		B●						B											データ渡し6日13時 納期14日 3時																				
	5	確定申告用納付書(電子申告利用者用)		B●						B											データ渡し6日13時 納期14日 3時																				
KE 法人二税	6	申告書(7号様式)		B●						B											データ渡し6日13時 納期14日 3時																				
	7	予定申告用納付書(電子申告利用者用)		B●						B											データ渡し6日13時 納期14日 3時																				
	8	申告書(11号様式)		B●						B											データ渡し6日13時 納期14日 3時																				
	9	見込納付用納付書		A●				○		B											データ渡し16日13時 納期21日13時																				
KP 個人県民税	24	払込書(現年分)		A●																																					
	25	払込書(滞繰分)		A●																																					
KQ ゴルフ場利用税	28	申告書(納付書)		B●																																					
	29	納入申告書		B●																																					
KX 産業廃棄物税	30	納入申告書		B●																																					
	31	納入用納付書		A●																																					
	32	納付用納付書		A●																																					
	33	納入用納付書		A●																																					
KS 軽油引取税 KS2 軽油流通	34	納付用納付書		A●																																					
	35	16号の10様式(納入申告書)		B●																																					
	36	16号の12様式(納付申告書)		B●																																					
	37	16号の10様式 別表		B●																																					
	38	16号の37様式		B●																																					
	39	16号の39様式		B●																																					
	40	16号の41様式		B●																																					
	41	16号の41様式 別表1		B●																																					
	42	16号の41様式 別表2		B●																																					
	43	16号の41様式 別表5		B●																																					
44	16号の41様式 別表6		B●																																						
45	16号の41様式 別表7		B●																																						
46	16号の41様式 別表10		B●																																						

※大量・・・印字件数1万件以上のもの。 ※●はインパクトプリンタを想定
 ※納品場所は特に指定のない場合税務システム課とする

別紙2 自動車税種別割納税通知書（定期課税分）の納入場所及び納入日時

自動車税種別割納税通知書（定期課税分）は、税務システム課職員が委託先において成果品の検査をし、検査の合格後、以下に示す日本郵便株式会社郵便局に受託者が直接納入すること。

なお、納入先郵便局の詳細等については、委託作業の前に税務システム課職員と打合せを行うものとする。また、納入日時は別途通知する。

記

- 1 福島県内宛てのうち、郵便区内特別郵便物、区分郵便物及び割引適用されない通常の定形郵便物
単独、名寄及び大口 郡山東郵便局
- 2 福島県外宛て 郡山東郵便局
- 3 1及び2に関わらず、一括納付用納税通知書については、税務システム課とする。

注1：「単独」は1つの宛名に対し、1件の納税通知書で1通とするもの。

「名寄」は1つの宛名に対し、2件以上の15件以下の納税通知書で、1通から3通までのもの。

第1種郵便定型封筒（50g以下）には、1通に5件まで納税通知書が封入可能である。

注2：納入の際は、郵便局の指定する方法によること

別紙3 督促状(自動車税種別割)及び催告書(自動車税種別割)の納入場所及び納入日時

督促状(自動車税種別割)(以下、「督促状」という。)及び催告書(自動車税種別割)(以下、「催告書」という。)の大量発付分の納入場所及び納入日時は下記のとおりとする。

上記の督促状及び催告書は、税務システム課職員が成果品の検査をし、検査の合格後、日本郵便株式会社各郵便局(以下、「郵便局」という。)に納入すること。納入場所は、次に記載する種類ごとにそれぞれ対応する納品場所とし、納入日時は、督促状及び催告書とも、別途指示するところによる。なお、大口(1つの宛て名に対し16件以上)の督促状、催告書がある場合には、その都度税務システム課職員の指示を受けること。

1 督促状

(1) 福島県内宛てのうち、郵便区内特別郵便物、区分郵便物及び割引適用されない通常の定形郵便物

単独及び名寄 郡山東郵便局

(2) 福島県外宛て 郡山東郵便局

2 催告書

(1) 福島県内宛てのうち、郵便区内特別郵便物、区分郵便物及び割引適用されない通常の定形郵便物

単独及び名寄 郡山東郵便局

(2) 福島県外宛て 郡山東郵便局

注1:「単独」は1つの宛名に対し1件の督促状又は催告書で1通のもの。

「名寄」は1つの宛名に対し2件以上15件以下の督促状又は催告書で1通から3通までのもの。

第1種郵便定型封筒(50g以下)には1通に5件までが封入可能。

対象帳票及びレコード(データ)レイアウト一覧

通番	区分	タイトル・名称	サブシステム	その他情報
1	帳票レイアウト	県民税利子割納入申告書(公社債等利子)	県民税利子割	プレプリント対象
2	レコードレイアウト	納入申告書(公社債利子等)	県民税利子割	プレプリント対象
3	帳票レイアウト	県民税利子割納入申告書(私募公社債投資信託等)	県民税利子割	プレプリント対象
4	レコードレイアウト	納入申告書((私募公社債投資信託等)	県民税利子割	プレプリント対象
5	帳票レイアウト	県民税利子割納入申告書(懸賞金付預貯金等)	県民税利子割	プレプリント対象
6	レコードレイアウト	納入申告書(懸賞金付預貯金等)	県民税利子割	プレプリント対象
7	帳票レイアウト	第6号様式	法人二税	プレプリント対象
8	帳票レイアウト	確定申告用納付書(電子申告利用者用)	法人二税	プレプリント対象
9	帳票レイアウト	第6号の3様式	法人二税	プレプリント対象
10	帳票レイアウト	予定申告用納付書(電子申告利用者用)	法人二税	プレプリント対象
11	帳票レイアウト	第11号様式	法人二税	プレプリント対象
12	帳票レイアウト	見込納付用納付書	法人二税	プレプリント対象
13	レコードレイアウト	申告書関連データファイルKEE030R	法人二税	プレプリント対象
14	帳票レイアウト	申告しようようハガキ	法人二税	
15	レコードレイアウト	申告しようようハガキKEE120R	法人二税	
16	帳票レイアウト	納税通知書(定期分)KJR140	個人事業税	
17	レコードレイアウト	納税通知書編集データ(アウトソーシング用)KJC142W02R	個人事業税	
18	帳票レイアウト	納税通知書(口座振替)KJR144	個人事業税	
19	レコードレイアウト	口座振替用納税通知書出力データ(アウトソーシング用)KJC146W02R	個人事業税	
20	帳票レイアウト	第2期分のお知らせKJR141	個人事業税	
21	レコードレイアウト	納付書編集出力データ(アウトソーシング用)KJC143W02R	個人事業税	
22	帳票レイアウト	第2期分のお知らせ(口座振替)KJR145	個人事業税	
23	レコードレイアウト	口座振替用納付書出力データ(アウトソーシング用)KJC147W02R	個人事業税	
24	帳票レイアウト	納税通知書(連帯無し)	不動産取得税	
25	レコードレイアウト	納税通知書(連帯無し)	不動産取得税	
26	帳票レイアウト	納税通知書(連帯有り)	不動産取得税	
27	レコードレイアウト	納税通知書(連帯有り)	不動産取得税	
28	帳票レイアウト	県税額変更通知書	不動産取得税	
29	レコードレイアウト	税額変更通知書	不動産取得税	
30	帳票レイアウト	自動車税納税通知書	自動車税	
31	レコードレイアウト	レコードレイアウト(自動車税納税通知書、自動車税納税通知書(再発付))	自動車税	
32	帳票レイアウト	自動車税納税通知書(一括納付)	自動車税	
33	レコードレイアウト	レコードレイアウト(自動車税納税通知書(一括))	自動車税	
34	帳票レイアウト	自動車税税額変更通知書	自動車税	
35	レコードレイアウト	レコードレイアウト(自動車税税額変更通知書)	自動車税	
36	帳票レイアウト	自動車税納税通知書(再発付)	自動車税	
37	帳票レイアウト	自動車税・自動車取得税減免承認通知書	自動車税	
38	レコードレイアウト	減免決定通知書兼納税証明書データKLR400D	自動車税	
39	帳票レイアウト	自動車税種別割・自動車税環境性能割減免承認通知書	自動車税	
40	レコードレイアウト	減免決定通知書兼納税証明書データKLR402D	自動車税	
41	帳票レイアウト	自動車税減免現況報告書	自動車税	
42	レコードレイアウト	減免現況報告書	自動車税	
43	帳票レイアウト	払込書(領収証書)KPR040	その他税	個人県民税・森林環境税 プレプリント対象
44	レコードレイアウト	払込書プレプリント	その他税	個人県民税・森林環境税 プレプリント対象
45	帳票レイアウト	納税通知書(連帯無し)KOR120	鉱区税	
46	レコードレイアウト	納税通知書(連帯なし)	鉱区税	
47	帳票レイアウト	納税通知書(連帯有り)KOR130	鉱区税	
48	レコードレイアウト	納税通知書(連帯あり)	鉱区税	
49	帳票レイアウト	ゴルフ場利用税申告書・納付書	ゴルフ場利用税	プレプリント対象
50	レコードレイアウト	KQプレプリントデータ(GSV)	ゴルフ場利用税	プレプリント対象
51	帳票レイアウト	産業廃棄物税納入申告書	産業廃棄物税	プレプリント対象
52	帳票レイアウト	産業廃棄物税納付申告書	産業廃棄物税	プレプリント対象
53	帳票レイアウト	産業廃棄物税納入用納付書	産業廃棄物税	プレプリント対象

通番	区分	タイトル・名称	サブシステム	その他情報
54	帳票レイアウト	産業廃棄物税納付用納付書	産業廃棄物税	プレプリント対象
55	レコードレイアウト	KXプレプリントデータ(GSV)	産業廃棄物税	プレプリント対象
56	帳票レイアウト	軽油引取税納入用納付書	軽油引取税	プレプリント対象
57	帳票レイアウト	軽油引取税納付用納付書	軽油引取税	プレプリント対象
58	レコードレイアウト	KSプレプリントデータ(GSV)	軽油引取税	プレプリント対象
59	帳票レイアウト	第16号の10様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
60	レコードレイアウト	KS16号の10様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
61	帳票レイアウト	第16号の12様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
62	レコードレイアウト	KS16号の12様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
63	帳票レイアウト	第16号の10様式別表	軽油流通情報管理	プレプリント対象
64	レコードレイアウト	KS16号の10様式別表	軽油流通情報管理	プレプリント対象
65	帳票レイアウト	第16号の37様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
66	レコードレイアウト	KS16号の37様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
67	帳票レイアウト	第16号の39様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
68	レコードレイアウト	KS16号の39様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
69	帳票レイアウト	第16号の41様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
70	レコードレイアウト	KS16号の41様式	軽油流通情報管理	プレプリント対象
71	帳票レイアウト	第16号の41様式別表1	軽油流通情報管理	プレプリント対象
72	レコードレイアウト	KS16号の41様式別表1	軽油流通情報管理	プレプリント対象
73	帳票レイアウト	第16号の41様式別表2	軽油流通情報管理	プレプリント対象
74	レコードレイアウト	KS16号の41様式別表2	軽油流通情報管理	プレプリント対象
75	帳票レイアウト	第16号の41様式別表5	軽油流通情報管理	プレプリント対象
76	レコードレイアウト	KS16号の41様式別表5	軽油流通情報管理	プレプリント対象
77	帳票レイアウト	第16号の41様式別表6	軽油流通情報管理	プレプリント対象
78	レコードレイアウト	KS16号の41様式別表6	軽油流通情報管理	プレプリント対象
79	帳票レイアウト	第16号の41様式別表7	軽油流通情報管理	プレプリント対象
80	レコードレイアウト	KS16号の41様式別表7	軽油流通情報管理	プレプリント対象
81	帳票レイアウト	第16号の41様式別表10	軽油流通情報管理	プレプリント対象
82	レコードレイアウト	KS16号の41様式別表10	軽油流通情報管理	プレプリント対象
83	帳票レイアウト	自動車税種別割督促状KCRC04	収納管理	
84	帳票レイアウト	自動車税種別割督促状 催告書枠外	収納管理	
85	レコードレイアウト	督促状(自動車税種別割)委託データ	収納管理	
86	帳票レイアウト	諸税督促状KCRC05	収納管理	
87	帳票レイアウト	諸税督促状 催告書枠外	収納管理	
88	レコードレイアウト	督促状(諸税)委託データ	収納管理	
89	帳票レイアウト	自動車税種別割催告書KCRC04	収納管理	
90	帳票レイアウト	自動車税種別割督促状 催告書枠外	収納管理	
91	レコードレイアウト	催告書(自動車税種別割)委託データ	収納管理	
92	帳票レイアウト	諸税催告書KCRC05	収納管理	
93	帳票レイアウト	諸税督促状 催告書枠外	収納管理	
94	レコードレイアウト	催告書(諸税)委託データ	収納管理	
95	帳票レイアウト	納付書KCRA14	収納管理	
96	レコードレイアウト	納付書(納税証明書付)委託データ	収納管理	
97	帳票レイアウト	過誤納金還付(充当)通知書兼送金通知書KCRC	収納管理	
98	レコードレイアウト	過誤納金充当通知書兼送金通知書委託データ	収納管理	
99	帳票レイアウト	過誤納金還付(充当)通知書KCRC	収納管理	
100	レコードレイアウト	還付充当通知書委託データ	収納管理	
101	帳票レイアウト	個人事業税納付済通知書KCRC03	収納管理	
102	レコードレイアウト	個人事業税納付済通知書委託データ	収納管理	
103	帳票レイアウト	一括納付用納税証明書	収納管理	
104	レコードレイアウト	一括納付用納税証明書委託データ	収納管理	

※ 帳票レイアウト見本で「財務領域財務システムグループ」と表示されているものは、「財務総室税務システム課」と読み替えてください(直接印字するものではありません。)